

麻薬

者役員変更届

免許の番号							免許年月日		年	月	日		
麻薬業務所		所在地											
		名 称											
変 更 年 月 日								年				月	日
変 更 前													
変 更 後													
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)	法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。						あり（別紙記載） ・ 全員なし					
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。						あり（別紙記載） ・ 全員なし					
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。						あり（別紙記載） ・ 全員なし					
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。						あり（別紙記載） ・ 全員なし					
備 考													
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。													
年 月 日													
住 所													
フリ ガナ 氏 名													
大阪府知事 殿													

1. 留意事項

麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、麻薬に関する業務を行う役員の変更があった際は、届け出ること。

2. 添付書類

- (1) 新たに業務を行う役員となった者の診断書（発行日より 1 ヶ月以内のもの）

3. 記載上の注意

- (1) 「免許の番号」欄には麻薬取扱者免許証の番号を記載すること。
- (2) 「免許年月日」欄には、麻薬取扱者免許証に記載されている有効期間の開始年月日を記載すること。
- (3) 「変更年月日」欄には、変更の生じた日を記載すること。
- (4) 「変更前」及び「変更後」欄には、麻薬に関する業務を行う役員全員を記載すること。
- (5) 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日（取消しの日から 3 年を経過していないこと）を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日（その後 3 年を経過していないこと）を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日（違反行為があった日から 2 年を経過していないこと）を、(4)欄にあつてはその事実があった年月日を記載すること。
- (6) 「住所・氏名」欄には、登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

4. 提出部数

麻薬業務所が大阪市、堺市、東大阪市に所在する場合は 1 部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は 1 部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。